

資金収支計算書

(自) 平成28年 3月31日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の1様式
(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	486,274,000	486,090,325	-183,675
		受取利息配当金収入	138,000	120,418	-17,582
		その他の収入	5,060,000	4,665,145	-394,855
	事業活動収入計(1)		491,472,000	490,875,888	-596,112
	支出	人件費支出	305,812,700	305,449,023	363,677
		事業費支出	45,960,000	44,763,830	1,196,170
事務費支出		32,909,000	28,640,612	4,268,388	
事業活動支出計(2)		384,681,700	378,853,465	5,828,235	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		106,790,300	112,022,423	5,232,123	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)			
		固定資産取得支出		5,945,400	-5,945,400
	支出	施設整備等支出計(5)		5,945,400	-5,945,400
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-5,945,400	-5,945,400
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	600,000		-600,000
		その他の活動による収入計(7)	600,000		-600,000
	支出	積立資産支出	107,000,000	107,000,000	
		その他の活動支出計(8)	107,000,000	107,000,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-106,400,000	-107,000,000	-600,000	
予備費支出(10)			—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		390,300	-922,977	-1,313,277	
前期末支払資金残高(12)			96,650,629	96,650,629	
当期末支払資金残高(11)+(12)		390,300	95,727,652	95,337,352	

事業活動計算書
 (自) 平成28年 3月31日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の1様式
 (単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	486,090,325	457,609,069	28,481,256
		サービス活動収益計(1)	486,090,325	457,609,069	28,481,256
	費用	人件費	305,449,023	294,397,176	11,051,847
		事業費	44,763,830	47,581,297	-2,817,467
		事務費	28,641,020	23,755,689	4,885,331
		減価償却費	25,054,095	24,618,882	435,213
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-11,666,669	-12,039,042	372,373
	サービス活動費用計(2)	392,241,299	378,314,002	13,927,297	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	93,849,026	79,295,067	14,553,959	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	120,418	129,766	-9,348
		その他のサービス活動外収益	4,665,553	4,570,280	95,273
		サービス活動外収益計(4)	4,785,971	4,700,046	85,925
	費用				
			サービス活動外費用計(5)		
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	4,785,971	4,700,046	85,925	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	98,634,997	83,995,113	14,639,884	
特別増減の部	収益	特別収益計(8)			
	費用				
		特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)=(8)-(9)				
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	98,634,997	83,995,113	14,639,884	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	277,377,855	312,410,375	-35,032,520
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	376,012,852	396,405,488	-20,392,636
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)	107,000,000	119,027,633	-12,027,633
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	269,012,852	277,377,855	-8,365,003

貸借対照表
平成28年 3月31日現在

第3号の1様式
(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	113,638,797	107,731,346	5,907,451	流動負債	17,911,145	11,080,717	6,830,428
現金	380,315	337,443	42,872	事業未払金	17,911,145	11,070,717	6,840,428
預金	103,097,962	105,272,023	-2,174,061	職員預り金		10,000	-10,000
事業未収金	9,880,520	15,280	9,865,240	負債の部合計	17,911,145	11,080,717	6,830,428
未収補助金		1,817,000	-1,817,000				
前払費用	280,000	289,600	-9,600				
固定資産	987,410,774	899,519,469	87,891,305				
基本財産	460,444,098	481,065,466	-20,621,368	純資産の部			
建物	460,444,098	481,065,466	-20,621,368	基本金	68,019,000	68,019,000	
その他の固定資産	526,966,676	418,454,003	108,512,673	基本金	68,019,000	68,019,000	
構築物	4,143,981	4,876,800	-732,819	国庫補助金等特別積立金	237,362,326	249,028,995	-11,666,669
器具及び備品	13,994,447	11,748,955	2,245,492	国庫補助金等特別積立金	237,362,326	249,028,995	-11,666,669
権利	84,000	84,000		その他の積立金	508,744,248	401,744,248	107,000,000
修繕費積立資産	62,000,000	62,000,000		修繕費積立金	62,000,000	62,000,000	
人件費積立資産	73,000,000	73,000,000		人件費積立金	73,000,000	73,000,000	
備品購入積立資産	4,000,000	4,000,000		備品購入積立金	4,000,000	4,000,000	
保育所施設整備積立資産	369,744,248	262,744,248	107,000,000	保育所施設整備積立金	369,744,248	262,744,248	107,000,000
				次期繰越活動増減差額	269,012,852	277,377,855	-8,365,003
				次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	269,012,852 98,634,997	277,377,855 83,995,113	-8,365,003 14,639,884
				純資産の部合計	1,083,138,426	996,170,098	86,968,328
資産の部合計	1,101,049,571	1,007,250,815	93,798,756	負債及び純資産の部合計	1,101,049,571	1,007,250,815	93,798,756

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁										
法人名	社会福祉法人阪急福祉会	主たる事務所の所在地	〒 663 - 8006	西宮市段上町2丁目10番19号	電話番号	0798 - 52 - 7979	FAX番号	0798 - 52 - 2259		
ホームページアドレス	http://daniyo.hankyu.or.jp/		メールアドレス	chiton@hankyu.or.jp		設立認可年月日	昭和51年3月11日		設立登記年月日	昭和51年3月29日
代表者	氏名	公表/非公表	72	住所	公表/非公表	職業	就任年月日			
	松本千歳	非公表		西宮市丸橋町4番78号	非公表	保育園経営	平成23年3月29日			

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種 保育所	段上保育所	公表	段上町2丁目10番19号	S51. 5. 1	120	○	
	第二種 保育所	新甲東保育園	公表	門戸東町3番15号	H13. 4. 1	90		
	一時預かり保育	新甲東保育園	公表	門戸東町3番15号	H13. 4. 1	12		
	第二種 保育所	まつぼっくり保育園	公表	甲子園口6丁目1番36号	H25. 4. 1	120		
	一時預かり保育	まつぼっくり保育園	公表	甲子園口6丁目1番36号	H25. 5. 1	12		
	地域子育て支援拠点事業	まつぼっくり保育園	公表	甲子園口6丁目1番36号	H25. 6. 1	20		
老人福祉	第一種							
	第二種							
	第三種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
	第三種							
その他	第一種							
	第二種							
	第三種							

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業					
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

III 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数
	6		6		親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし	
	役職	氏名	職業	任期													
理事長	松本 千歳	保育園経営	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28	○						○					○	3	
理事	田中 章博	会社員	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28				○								○	3	
理事	松本由美子	保育園経営	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28	○						○					○	3	
理事	宮本 武彦	無職	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28						○						○	2	
理事	山本 正二	大学講師	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28								○				○	3	
理事	矢野 正史	市議会議員	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28						○						○	3	

監事	定員		現員		資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数	
	2		2		財務諸表等を監査し得る者					支給あり	支給なし		
	氏名	職業	任期	公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他	社会福祉事業の学識経験者					地域の福祉関係者
	丸岡 稔洋	会計事務所経営	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28	○								○	2
	江本 啓介	無職	H27. 3. 29 ~ H29. 3. 28							○			3

	定員		現員																
	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数			
				親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表					その他		
評議員			～																
			～																
			～																
			～																
			～																
			～																
			～																
			～																
			～																
			～																
施設長	施設名		氏名		就任年月日		法令等に定める資格の有無												
	段上 保育所		中島 典子		平成25年4月1日		有												
	新甲東保育園		松本 千歳		平成28年4月1日		有												
	まつぼっくり保育園		松本由美子		平成28年4月1日		有												
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤															
			換算数		換算数														
	法人本部																		
	施設																		
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項													
	平成27年 5月23日		6	1	有	1) 26年度本部、保育園決算承認の件、2) 新甲東保育園園舎吹き付け工事承認の件、3) まつぼっくり保育園就業規則変更の件													
	平成27年11月14日		6		有	1) 市監査指摘事項の件2) 経理規定変更の件、3) 弔意規定の件、4) 27年度本部、3園補正予算案承認の件													
	平成28年 3月26日		6		有	1) 園長移動の件2) 平成28年度本部ならびに3園予算案承認の件													
評議員会	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項														
監事監査	監査年月日		監査者		監査報告の有無	指摘事項					改善事項								
	平成27年5月		丸岡 稔洋 江本 啓介		有	1、運営規定の試行当たって、不具合がないか調べて下さい。 2、積み立て計画書の作成。3、認定こども園の調査。					1、文字の訂正がありました。2、いまだところ問題はありませ 2、計画書作成中 3、調査研修中								

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無
基本財産	土地							
	建物	西宮市段上町2丁目10番19号	759.69	17,513				
		西宮市門戸東町3番15号	994.50	129,887				
西宮市甲子園口6丁目1番36号		1261.34	313,042					
運用財産	土地							
	建物							
公益事業用財産	土地							
	建物							
収益事業用財産	土地							
	建物							

平成 27 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	
①事業活動収入	486,090
・介護報酬等の公費(※)	
・利用者負担金(※)	
・その他収入	4,785,563
②事業活動支出	378,853
・人件費支出	305,449
・事業費支出	44,763
・利用者負担軽減額	
・その他支出	28,640
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 5,945
①施設整備等収入	
・施設整備補助金等の公費	
・その他収入	5,945
②施設整備等支出	
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 107,000
①その他の活動収入	
②その他の活動支出	107,000
当期末資金収支差額	▲ 992
前期末支払資金残高	96,650
当期末支払資金残高	95,727

(※) 医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	79,295
①サービス活動収益	457,609
②サービス活動費用	378,314
減価償却費	24,618
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 12,039
その他サービス活動費用	
(2)サービス活動外増減差額	4,700
①サービス活動外収益	4,700
②サービス活動外費用	
(3)特別増減差額	
①特別収益	
②特別費用	
当期活動増減差額	83,995
前期繰越活動増減差額	312,410
当期末繰越活動増減差額	396,405
基本金取崩額	
その他の積立金取崩額	
その他の積立金積立額	119,027
次期繰越活動増減差額	277,377

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	1,101,049
①流動資産	113,538
②固定資産	987,410
(2)負債の部	17,911
①流動負債	17,911
②固定負債	
(3)純資産の部	1,083,138
減価償却累計額	42,957

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
修繕費積立資産	ラックの総入れ替え等、床暖、フエンス入れ替え	62,000	○		建替	平成30年	段上保育所、新甲東保育園
人件費積立資産	勤続年数増加による処遇改善	73,000	○				段上保育所、新甲東保育園
備品購入資産	老朽化遊具の入れ替え、机、いす等の入れ替え	4,000	○				新甲東保育園
保育所施設整備積立資産	園舎老朽化に伴う建て替え	369744	○	500,000	新築	平成35年	段上保育所

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

社会福祉法人阪急福祉会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要なサービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人阪急福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県西宮市段上町2丁目10番19号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
- (2) 監 事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理 事 会)

- 第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印をしなければならない。

(理事長の職務代理)

- 第7条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

- 第8条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(監事の選任等)

- 第9条 監事は、理事会において選任する。
- 2 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

- 第10条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び西宮市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 西宮市段上町二丁目309番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建段上保育所園舎1棟 延床面積759.69㎡
 - (2) 西宮市門戸東町34番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺3階建新甲東保育園園舎1棟 延床面積994.5㎡
 - (3) 西宮市甲子園口六丁目272番地2所在の木造スレートぶき2階建まつぼっくり保育園園舎1棟 延床面積1261.34㎡
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、西宮市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には西宮市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構

の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放

棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解 散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、西宮市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、西宮市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を西宮市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人阪急福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	松	本	初	實
理 事	松	本	千	歳
理 事	箆	田	栄	一
理 事	前	田	義	一
理 事	宮	原		知
理 事	神	木	摩 那	子
監 事	三	竿	夷 七	郎
監 事	三	浦		晃

附 則

この定款は、法人認可の日（昭和51年3月11日）から施行する。

（法人登記日は昭和51年3月24日）

第1回改定 平成21年7月30日

第2回改定 平成25年4月25日

第3回改定 平成25年6月20日